

第 43 号 議 案

長崎県公立大学法人定款の一部変更について

長崎県公立大学法人定款の一部を次のとおり変更するものとする。

定款変更の内容

次の表に掲げる規定の変更部分は、下線の部分である。

変更後	変更前
<p>第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により知事に申し述べる意見をいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>（審議事項）</p> <p>第20条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画（法第26条の規定により作成する中期計画をいう。以下同じ。）に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>（審議事項）</p> <p>第24条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画に関する事項（第20条第2号に掲げる事項を除く。）</p>	<p>第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により知事に申し述べる意見をいう。以下同じ。）<u>及び年度計画（法第27条第1項の規定により作成する年度計画をいう。以下同じ。）</u>に関する事項</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>（審議事項）</p> <p>第20条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画（法第26条の規定により作成する中期計画をいう。以下同じ。）<u>及び年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>（審議事項）</p> <p>第24条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画<u>及び年度計画</u>に関する事項（第20条第2号に掲げる事項を除く。）</p>

(3)～(9) 略

(3)～(9) 略

備考：議決後において、主務大臣の認可に当たって若干の字句の修正程度が行われる場合には、長崎県公立大学法人理事長に一任する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

地方独立行政法人法の改正に伴い、規定等について、所要の変更をしようとするものであり、同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。